

診療報酬過払金の返還請求について

1 相手方

埼玉県三郷市所在の病院（以下「本件医療機関」という。）の開設者及び管理者である者

2 経緯

○ 区は、令和4年9月21日付で東京都福祉保健局指導監査部より「診療（調剤）報酬の返還について（通知）」を受領。

令和2年2月27日に厚生労働省関東信越厚生局が実施した施設基準等に係る適時調査において、夜勤を行う看護職員の数について施設基準を満たしていない旨の指摘を本件医療機関が受け、当該指摘事項に係る診療報酬（療養給付費分）の返還について同意したため、保険者から本件医療機関に対し直接返還請求を行うよう通知を受けた。

○ 区は、既に支払った平成28年6月から令和2年1月までの間の診療報酬に係る過払金の返還について、令和4年10月3日付で療養給付費分を、令和4年12月21日付で療養給付費分及び高額療養費分を相手方に対し、書面にて請求した。

○ 相手方は、返還請求に応じず、令和4年12月27日に診療報酬の返還に関する説明会を開催し、当該説明会において病院を存続させながら診療報酬の返還を実施するため、一律8割の債務減額、高額療養費分返還の否認等を表明した。

○ 納付期限である令和5年1月6日を経過しても、相手方からの支払いはない。

3 過払金額

療養給付費分：5,291,258円

高額療養費分：1,310,442円

4 請求の趣旨

(1) 相手方に対し、主位的に不当利得の返還を、予備的に不法行為に基づく損害の賠償を求めるとともに、これらに対する利息又は遅延損害金を支払うことを求める。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

(3) 仮執行の宣言を求める。

5 訴訟方針

訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。